

## 草加都市計画用途地域の変更（市決定）

草加都市計画用途地域（三郷市：第一種低層住居専用地域の全域）を次のように変更する。

								決定告示年月日
								令和元年5月31日
								三郷市
種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	摘要	
第一種低層住居専用地域 小計	約 165.9 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	約 11.5 %	
	約 165.9 ha						約 11.5 %	
第一種中高層住居専用地域 小計	約 72.8 ha	15/10以下	6/10以下	/	—	/	約 5.0 %	
	約 417.8 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 28.8 %	
	約 490.6 ha				—		約 33.8 %	
第二種中高層住居専用地域 小計	約 16.1 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 1.1 %	
	約 16.1 ha						約 1.1 %	
第一種住居地域 小計	約 388.9 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 26.9 %	
	約 388.9 ha						約 26.9 %	
準住居地域 小計	約 35.1 ha	20/10以下	6/10以下		—		約 2.4 %	
	約 35.1 ha						約 2.4 %	
近隣商業地域 小計	約 54.5 ha	20/10以下	8/10以下		—		約 3.8 %	
	約 3.8 ha	30/10以下	8/10以下		—		約 0.3 %	
	約 58.3 ha						約 4.1 %	
商業地域 小計	約 16.2 ha	20/10以下	8/10以下*		—		約 1.1 %	
	約 23.1 ha	30/10以下	8/10以下*	—	約 1.6 %			
	約 20.5 ha	40/10以下	8/10以下*	—	約 1.4 %			
	約 59.8 ha				約 4.1 %			
準工業地域 小計	約 174.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	約 12.1 %			
	約 174.8 ha				約 12.1 %			
工業地域 小計	約 58.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	約 4.1 %			
	約 58.9 ha				約 4.1 %			
合計	約 1,448.4 ha						100 %	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

\*：建築基準法の規定による。

理由

【三郷市：第一種低層住居専用地域の全域】

三郷市開発事業等の手続き等に関する条例に基づく最低敷地面積の制限による敷地の細分化の防止や、準防火地域を指定することによる防火機能の充実によってソフト面の対策が整ったことにより、第一種低層住居専用地域における多世帯住宅の建設等、住宅ニーズに合わせた形態規制の緩和を行うものです。